

機関番号：18001

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2007～2010

課題番号：19720004

研究課題名（和文）討議倫理学の応用可能性に関する研究

研究課題名（英文）On the applicability of discourse ethics

研究代表者

久高 将晃（KUDAKA MASAAKI）

琉球大学・法文学部・准教授

研究者番号：80398304

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、討議倫理学の道德原理の「適用問題」を検討することで、討議倫理学の「応用可能性」を考察することにある。この目的のために、討議倫理学の誕生から今日までの展開を、包括的に分析し、批判的に検討した。その結果、「具体的な道德的問題における討議の現実的不可能性」という問題状況に対して、従来の討議倫理学のアプローチでは答えることができないことが示され、自己内対話としての私的討議に基づいた新たな討議倫理学を構想することで、この問題状況が解決されることを示唆した。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to investigate the applicability of discourse ethics. To this end, I have comprehensively analyzed and critically examined the development of discourse ethics in the applied problem of its moral principle. As a result, this study has showed that the traditional approach of discourse ethics can't solve the applied problem and suggested that this difficulty can be resolved by a new way of thinking which is based on the private discourse as dialogue in itself.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	500,000	0	500,000
2008年度	500,000	150,000	650,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
年度			
総計	2,000,000	450,000	2,450,000

研究分野：西洋倫理学

科研費の分科・細目：哲学・哲学・倫理学

キーワード：討議倫理学、応用可能性

1. 研究開始当初の背景

今日の討議倫理学研究における主要なテーマとして、「適用問題」が挙げられる。討議倫理学の道德原理は現実の問題状況に適用可能かという問題に対して、討議倫理学の提唱者であるK・O・アーペルは、討議倫理学の道德原理である「普遍化原理」を責任倫理学的な「補完原理」によって補完することで、答えようとしている。また、アーペルと共に討議倫理学の先導者であるJ・ハーバ

ーマスは、K・ギュンターの議論に依拠して、「根拠付けの討議」と「適用の討議」とを区別することで、適用問題にアプローチしている。以上が70年代から80年代の研究状況であるが、90年代以降はアーペルやハーバーマスの試みが討議倫理学者の内部でも批判的に議論されてきている。例えば、アーペルの弟子であるM・ニケは、従来の討議倫理学を批判し、「遵守妥当性」という概念を導入することで、適用問題に答えようとしている。また、M・H・ヴェルナーは、討議倫理学を

「規範倫理学」ではなく、「格律の倫理学」として解釈することで、適用問題にアプローチしている。このような討議倫理学の適用問題を巡る研究状況において、ヴェルナーの研究は別として、適用問題における討議倫理学の展開を包括的に考察している研究は、ほとんどないように思われる。そこで、本研究では、適用問題を検討することで、討議倫理学の「応用可能性」を考察するために、包括的に討議倫理学の展開を分析・批判し、新たなアプローチを試みた。

2. 研究の目的

本研究には、以下の三つの目的がある。

(1) 討議倫理学の道德原理の「適用問題」という観点から、討議倫理学の誕生から今日までの展開を包括的に分析・提示する。

(2) (1) で得られる成果、すなわち適用問題における討議倫理学の展開の分析・提示に基づいて、従来の討議倫理学を批判的に検討することで、討議倫理学の応用可能性を考察する。

(3) 「具体的な道德的問題における討議の現実的不可能性」という問題状況から、討議倫理学の応用可能性を検討することで、適用問題に対する討議倫理学の新たな方向性を提示し、その現実的有効性を示す。

3. 研究の方法

第一に、研究の性質上、文献読解が主な研究の方法である。具体的には、討議倫理学の提唱者である K・O・アーペルに関しては、K. O. Apel, „Das Apriori der Kommunikationsgemeinschaft und die Grundlage der Ethik,“ in: ders., *Transformation der Philosophie*, Bd. II, Frankfurt a. M., 1973; „Grenzen der Diskursethik? Versuch einer Zwischenbilanz,“ in: *Zeitschrift für philosophische Forschung* 40, 1986; *Diskurs und Verantwortung*, Frankfurt a. M., 1988 に所収の諸論文を中心として、J・ハーバーマスに関しては J. Habermas, „Diskursethik – Notizen zu einem Begründungsprogramm,“ in: ders. *Moralbewußtsein und kommunikatives Handeln*, Frankfurt a. M., 1983; „Moralität und Sittlichkeit. Treffen Hegels Einwände gegen Kant auch auf die Diskurstheik zu?“ in: ders., *Erläuterungen zur Diskursethik*, Frankfurt a. M., 1986; „Erläuterungen zur Diskursethik,“ in: ders. *Erläuterungen zur Diskursethik*,

Frankfurt a. M., 1991 を中心として、M・ニケに関しては、*Moralität und Befolgungsgültigkeit. Prolegomena zu einer realistischen Diskurstheorie der Moral*, Würzburg, 2002 を中心として、M・H・ヴェルナーに関しては、*Diskursethik als Maximenethik. Von der Prinzipienbegründung zur Handlungsorientierung*, Würzburg, 2004 を中心として、更に、W・クルマンやM・ケトナーやN・ゴットシャルク・マツォウズ等の討議倫理学の適用問題に関する緒論文を参考にして、文献読解を行った。

第二に、ドイツの討議倫理学者と意見交換を行うことで、最先端の議論を参考にしつつ、研究を行う。具体的には、M・ニケ博士やM・ケトナー博士やM・H・ヴェルナー博士と意見交換することで、彼らの新たな討議倫理学のアプローチの理解を深めた。また、W・クルマン博士とは、新たな討議倫理学の構想を検討するために、数回、意見交換を行った。

4. 研究成果

三つの研究目的に対応して、以下の研究成果を得た。

(1) 「適用問題」における討議倫理学の展開の分析・提示

①70年代から80年代の討議倫理学の展開に関しては、アーペルによる討議倫理学の提唱から、ハーバーマスによる討議倫理学の体系化を経て、アーペルによる責任倫理学としての討議倫理学の提案までの展開を分析・提示した。アーペルは、ハーバーマスによって提示された討議倫理学の道德原理である「普遍化原理」を受け入れるが、その原理だけでは現実の問題状況を考慮できないことを示し、「補完原理」という責任倫理的な道德原理によって、「普遍化原理」の問題にアプローチしている、ということが示された。

②90年代の討議倫理学の展開に関しては、アーペル、ハーバーマスのアプローチに批判的なニケによる「道德の現実的討議理論」を分析・提示した。ニケは、規範の「妥当性」とその「遵守妥当性」とを区別し、「普遍化原理」では妥当性しか示せず、現実の問題状況において遵守すべき規範を示すことができないという問題を明らかにし、この問題を「遵守妥当性」に関する原理に基づいて、解決しようとしている、ということが示された。

③2000年代の討議倫理学の展開に関しては、従来の討議倫理学を「規範倫理学」として批

判的に捉えるヴェルナーによる「格律の倫理学」としての討議倫理学を分析・提示した。ヴェルナーは、一般的で、抽象的な規範に定位した規範倫理学としての従来の討議倫理学では、現実の問題状況をうまく解決できないことを示し、現実の道徳的問題状況を「格律の衝突」と捉え、複合的格律の形成・吟味によって、現実の問題状況に対処しようとしている、ということが示された。

(2) 従来の討議倫理学の批判的検討

①第一に、アーペルの「補完原理」によるアプローチに関しては、その原理では適用問題に対応できないことが示された。それは、「補完原理」は、我々が歴史的に目指すべき目的を示すことはできるが、その目的に至るために、具体的な問題状況でどのように行為すべきかを示すことはできないからである。第二に、ハーバーマスの「普遍化原理」によるアプローチに関しても、その原理では適用問題を解決できないことが示された。それは、「普遍化原理」は反事実的な仮定に基づいており、アーペルやニケが論じているように、現実の世界ではなく、理想的な世界で妥当する原理であるからである。特に、「普遍化原理」は規範に一般的に従うことを仮定しているが、現実の世界では規範の一般的遵守は保証されないという問題がある。

②ニケの「道徳の現実的討議理論」に関しては、ヴェルナー等が論じているように、規範遵守の相互性に関わる原理は、遵守妥当性の十分条件でも必要条件でもないという問題がある。この問題は、事例別に、すなわち、規範遵守の相互性が成立している事例と成立していない事例に対して、帰結責任を考慮した解釈に基づく道徳原理を追加することで、解決することができる、ということが示された。

③ヴェルナーの「格律の倫理学としての討議倫理学」に関しては、ヴェルナーは現実の道徳的問題状況すべてを「格律の衝突」と捉えるが、「格律の衝突」ではなく、「規範遵守の相互性」によって適切に捉えられる問題状況が存在し、ヴェルナーの「格律の衝突」という観点から全ての適用問題に答えることができるわけではないという問題を提示した。しかし、この問題は、反例となっている事例を検討することで、解決されることが示された。

(3) 新たな討議倫理学の構想

「具体的な道徳的問題における討議の現実的不可能性」という問題状況から、討議倫理

学の応用可能性を検討するために、カントの「嘘論文」における事例に基づいて、従来の討議倫理学的アプローチを検討した。その結果、ハーバーマスの「普遍化原理」でも、アーペルの「補完原理」でも、ニケの「遵守妥当性」に関する原理でも、その事例をうまく扱えないことが示された。また、ヴェルナーのアプローチは、道徳的問題状況を「格律の衝突」と捉え、複合的格律の形成によって、適用問題に対処する点では評価できるが、道徳原理を明示的に示していない点で不十分であると考えられる。

このような状況から、「具体的な道徳的問題における討議の現実的不可能性」という問題状況に対処するために、試みとして、「自己内対話としての私的討議」に基づく討議倫理学の構想を示した。従来の討議倫理学では、基本的に、公共的討議が重視され、例えば、道徳原理も公共的討議を前提として提示されている。しかし、具体的な問題状況では、道徳的理由等から、現実当事者と討議を行うことができないことが十分あり得る。そこで、私的討議が本来的に自己内対話であり、対話である限り、公共的討議の習得を前提としていることを示すことで、公共的討議と私的討議の違いが原理的ではなく、程度の違いに過ぎないことを示した。そして、試みとして、公共的討議と私的討議の両方に妥当する道徳原理を定式化し、この道徳原理によって、カントの事例に基づいた「具体的な道徳的問題における討議の現実的不可能性」という問題状況が解決されることを示した。つまり、「自己内対話としての私的討議」に基づいて、討議倫理学の「応用可能性」は肯定的に示された。

しかし、この新たな構想は未だ試みの段階であり、私的討議の概念にしる、その道徳原理にしる、更なる探究が必要であると考えられる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計6件)

- ① 久高将晃、「討議倫理学の限界?—G・シェーンリッヒの討議倫理学批判について—」、『ドイツ応用倫理学研究』(ドイツ応用倫理学研究会)、第2号、328-338頁、2011年、査読無
- ② 久高将晃、「討議倫理学における道徳原理の定式化について—義務論の原理としての「普遍化原理」の役割—」、『人間科学』(琉球大学法文学部人間科学科紀要)、第25号、35-49頁、2010年、査読無
- ③ 久高将晃、「討議倫理学の新展開—M・

H・ヴェルナーの「格律の倫理学」としての討議倫理学について」、『フィロソフィア・イワテ』（岩手哲学会）、第 41 号、31-44 頁、2009 年、査読無

- ④ 久高将晃、「討議倫理学の「適用問題」に対する新たなアプローチ—マルセル・ニケの「道徳の現実的討議理論」における相互性の原理について—」、『人間科学』（琉球大学法文学部人間科学科紀要）、第 23 号、245-261 頁、2009 年、査読無
- ⑤ 久高将晃、「討議倫理学の新展開—マルセル・ニケの「道徳の現実的討議理論」について—」、『MORAL I A』（東北大学倫理学研究会）、第 15 号、144-160 頁、2008 年、査読無
- ⑥ 久高将晃、「討議倫理学の展開—討議倫理学の誕生から責任倫理学としての討議倫理学まで—」、『人間科学』（琉球大学法文学部人間科学科紀要）、第 21 号、19-41 頁、2008 年、査読無

〔学会発表〕（計 1 件）

- ① 久高将晃、「討議倫理学の新展開—M・H・ヴェルナーの「格律の倫理学」としての討議倫理学について—」岩手哲学会、2009 年 7 月 25 日、岩手大学人文社会科学部

6. 研究組織

(1) 研究代表者

久高 将晃 (KUDAKA MASAOKI)
琉球大学・法文学部・准教授
研究者番号：80398304